

コミセン部屋名	大きさの種別	一般		企業			
		使用料	冷暖房使用料	午前	午後	夜間	全日
		1時間	1時間	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
ホール	特大	1,000円	500円	10,500円	14,100円	17,700円	38,100円
研修室1	中	500円	250円	3,000円	4,000円	5,000円	11,000円
研修室2	中	500円	250円	3,000円	4,000円	5,000円	11,000円
研修室3	特大	1,000円	500円	6,100円	8,100円	10,100円	22,000円
楽屋1	特小	140円	70円	800円	1,000円	1,300円	2,800円
楽屋2	特小	140円	70円	800円	1,000円	1,300円	2,800円
応接室	特小	140円	70円	1,200円	1,600円	2,000円	4,300円
調理室	中	500円	250円	4,000円	5,300円	6,700円	14,500円
和室1	中	500円	250円	4,000円	5,300円	6,700円	14,500円
和室2	中	500円	250円	4,000円	5,300円	6,700円	14,500円
シアタールーム	大	800円	400円	6,100円	8,100円	10,100円	22,000円

1. 使用料 1時間当たりの単価
(1時間未満でも1時間と計算し、1時間を超える場合は30分単位で追加)

2. 冷暖房を利用した場合、使用料の100分の50加算

3. 営利目的に利用する場合

入場料など	使用料
入場料500円以下(無料含む)	100分の50を加算
入場料500円を超え、2,000円以下	100分の100を加算
入場料2,000円を超え	100分の150を加算
利用者が入場料を徴収しないで営業その他これに類する目的をもって利用する場合	使用料等に100分の50を乗じて得た額を使用料等に加算した額とする。

4. 算出した使用料の額(使用料+冷暖房費)・・・ 10円未満の端数切り捨て
※減額を受けている場合は、減額後の額

○免除理由

(1)全額免除

ア	市又は教育委員会が直接利用し、又は共催して公益上利用するとき
イ	当該地区の地域づくり協議会又は公民館が条例第5条に掲げる事業を推進するために利用するとき
ウ	当該地区の地域づくり協議会の構成団体又は市内の社会教育に係る協力団体が条例第5条第1号から第5号までに掲げる事業を推進するために利用するとき。
エ	市内の学校又は事務所等を有する団体が、主に市内に住所を有する小中学生を対象に利用するとき。
オ	アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき

(2)半額免除

ア	市又は教育委員会が後援して公益上利用し、又は条例第5条に掲げる事業を推進するために利用するとき
イ	市内の社会教育関係団体、生涯学習活動団体、市民活動団体等が条例第5条に掲げる事業を推進するために利用するとき
ウ	ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき